**○○区自主防災会　規約（案）**

【参考資料】自主防災組織規約作成例　平成30年4月小川町役場防災地域支援課作成

（名称）

第１条　この組織は、○○区自主防災会と称する。

（目的）

第２条　本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な地域防災活動と地域福祉活動を積極的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献し、自発的な防災活動を行うことにより、火災、地震、水害、土砂災害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災知識の普及に関すること

（２）住民の防災意識､共助意識の向上に関すること

（３）高齢者、障害者等の要配慮者の把握及び救護体制の整備に関すること

（４）災害発生時における情報の収集伝達、応急救護、避難誘導等の応急対策に関すること

（５）防災訓練の実施に関すること

（６）防災資機材の整備に関すること

（７）その他防災に関すること

（会員）

第４条　会員は、行政区内にある世帯主をもって構成する。

 （役員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

（１）会 長　　名

（２）副会長　　名

（３）会 計　　名

（４）監 事　　名

（５）班 長　　名

２　役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、行政区役員の任期と同時期とする。ただし再任することができる。

（役員の任務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を統括し、火災、地震、水害、土砂災害等の災害発生時における応急活動の指揮にあたる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　会計は、本会の経理を行う。

４　監事は、本会の会計を監査する。

５　班長は、本会の事業計画に参画し、各班の分担事項を掌握する。

　（会議）

第７条　本会に総会及び役員会を置く。

２　総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること

（２）防災計画の作成及び改正に関すること

（３）事業計画に関すること

（４）予算及び決算に関すること

（５）その他、特に必要と認めたこと

３　役員会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

（１）総会に提出する案件に関すること

（２）その他、特に必要と認めたこと

　（防災計画）

第８条　本会は、第３条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

　（経費）

第９条　本会の運営に要する経費は、行政区費及びその他の経費をもってこれに充てる。

　（会計年度）

第１０条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

　（会計監査）

第１１条　会計監査は、１回、監事が行う。ただし、必要があるときは、臨時に行う事ができる。

　（その他）

第１２条　この規約に定めない事項は、役員会で協議して定める。

　　　附　則

　この規約は、　　　　年　　月　　日から実施する。

**○○区自主防災会　防災計画（案）**

１　目的

この計画は、自主防災会規約第８条に基づき、火災、地震、水害、土砂災害等の災害（以下｢災害｣という。）による人的、物的被害の発生及び拡大を防止するため、その活動に必要な事項を定める。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）防災組織の編成及び任務分担に関すること

（２）防災知識の普及に関すること

（３）防災訓練の実施に関すること

（４）情報の収集、伝達に関すること

（５）出火防止、初期消火に関すること

（６）救出救護に関すること

（７）避難誘導に関すること

（８）高齢者、障害者等の救護体制に関すること

（９）給食、給水に関すること

３　防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

（班長)

　　　　　　　　　　　　　　　　　総　務　班（対策本部、各班との連絡、調整）

　　　　　　　　　　　　　　　　（班長)

　　　　　　　　　副会長　　　　　消　火　班（消火器等による初期消火活動）

　　　　　　　　　　　　　　　　（班長)

　　　　　　　　　　　　 　　情　報　班（被害情報収集、報告、広報）

　　　　　　　　　　　　　　　　（班長)

　　会　長　　　　　　　　　　　　避難誘導班（人員確認、避難誘導）

　　　　　　　　　　　　　　　　（班長)

　　　　　　　　　副会長　　　　　救出救護班（救護所の設置、救出、救護）

　　　　　　　　　　　　　　　　（班長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　給食給水班（食糧等の調達、配分）

４　防災意識の高揚

防災意識の高揚を図るため、次の事項について普及を行う。なお、普及方法については、パンフレット等の配布、講演会の開催、ビデオ上映会等を行い、実施時期については、火災予防週間、防災週間を参考に随時実施する。

（１）防災計画の周知に関すること

（２）地域における助け合い（共助）意識の向上に関すること

（３）家庭における防災対策に関すること

（４）その他防災に関すること

５　防災訓練

災害の発生に備えて、情報収集、伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、防災関係機関（消防、役場）の指導を受けて、次の訓練を実施する。

（１）訓練の種別

ア　通報、情報収集訓練

イ　初期消火訓練

ウ　救出救護訓練

エ　避難誘導訓練

オ　応急手当訓練

カ　地震体験訓練

キ　防災知識の取得（安全対策、食糧備蓄、避難）

（２）訓練実施計画

訓練の実施にあたっては、その目的及び内容等を明らかにした訓練実施計画書を作成し、年1回以上実施する。

（３）防災関係機関が行う訓練への参加

防災関係機関（役場、消防）が実施する防災訓練には、積極的に参加するとともに、随時指導を受けるものとする。

６　情報の収集伝達

情報班は、被害状況を正確かつ迅速に把握し、行政区内の災害情報、防災関係機関（役場、消防、警察）、報道機関が提供する情報を収集するとともに、必要な情報を地域住民、防災関係機関（役場）に伝達する。

なお、記録的な降雨の際には、身の安全を優先したうえ、防災関係機関（役場、消防、警察）に対し、河川の水位に関する情報、土砂災害前兆現象の情報の提供に努める。

７　出火防止、初期消火

消火班は、災害発生時における出火防止を図るため、次の事項の点検整備を各家庭で実施するよう啓発し、行政区内に火災が発生した場合は、身の安全を優先したうえ、消火器等を使用して初期消火に努める。

（１）火気使用設備・器具の点検

（２）危険物品等の保管状況の点検

（３）避難する際は、アンペアブレーカーを下げる（切る）こと

８　救援活動

救出救護班は、災害により救出救護を要する者がいる場合は、救出、救護活動の支援を行い、防災関係機関（消防、警察等）による救出の必要があると認めた時は、出動要請を行う。

９　避難対策

避難誘導班は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、速やかに住民を避難場所に誘導し、避難者名簿を作成する。また、避難路、避難場所について、防災関係機関（消防、警察、役場）の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

10　高齢者等の救護体制

情報班は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、迅速な対応ができるよう、民生委員及び地域福祉委員と連携し、あらかじめ高齢者、障害者等の要支援者の扶助活動を行い、避難誘導班と協力して避難誘導を行う。

11　給食・給水

給食給水班は、食料、飲料水の供給活動支援を行う。

12　関係機関との協議

防災会は、その活動が円滑に推進されるよう、防災関係機関（役場、消防）と連絡を密にし、随時指導を受けるものとする｡